

京都市消費生活基本計画

< 新規・充実 > 取組項目

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

項目数 (平成 18・19 年度 実施済(完了)を除く)

着手 (推進中)	未着手	計
13 (3) [18・19年度着手項目]	22 (3) [20年度取組項目]	35 (6)

推進状況は、平成 19 年度末(平成 20 年 3 月末現在)の状況である。

なお、平成 20 年度新設項目の推進状況は、4 月 1 日に開始している場合も「未着手」に区分している。

[平成 20 年度 取組項目]

	合 計	実施済 (完了)	着 手 (推進中)	未着手
新規項目	10 (3)			10 (3)
うち重点項目	8 (2)			8 (2)
その他	2 (1)			2 (1)
充実項目	12 (0)			12 (0)
うち重点項目	3 (0)			3 (0)
その他	9 (0)			9 (0)
合計	22 (3)			22 (3)
うち重点項目	11 (2)			11 (2)
その他	11 (1)			11 (1)

()は再掲項目数

[平成 18・19 年度 着手項目]

	合計	実施済 (完了)	着 手 (推進中)
項目数	13 (3)	0 (0)	13 (3)

(推進状況の区分)

実施済 (完了)	「取組内容」に示した目的を達成したもの
着 手 (推進中)	「取組内容」に示した目的の達成に向け、着手・推進中のもの
未着手	着手前のもの

* 本文中、等の丸囲みの数字は年度を示す。

* 担当課等については、平成 20 年 4 月 1 日付け組織改正後の名称である。

基本方針 1 安心・安全な消費生活環境の整備 項目数4

(1) 安全の確保

ア 食品の安全の確保 (該当項目なし)

イ ものの安全の確保 (該当項目なし)

ウ 建物の安全の確保

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進)	未 着 手		
			1 建物の耐震対策の促進					
	○		・高齢者等の木造住宅簡易耐震改修等助成事業の創設 地震に対して安全でないと診断された木造住宅を簡易な耐震改修で応急的に安全性を確保しようとする高齢者等の世帯を対象に、木造住宅の耐震性を向上し地震災害の軽減を図るとともに、木造住宅の段階的な耐震改修の誘導と啓発を行い、地震災害に強い都市づくりを目指すことを目的として、簡易耐震改修等に係る費用の一部を助成する。 高齢者等(一定所得の世帯で、高齢者、障害者又は乳幼児等が住む世帯)			○	【 新設】	都市計画局 住宅政策課
	○		・分譲マンション耐震改修助成事業の創設 分譲マンションの耐震改修を促進するため、分譲マンションの耐震改修工事に係る費用の一部を管理組合に助成する。			○	【 新設】	都市計画局 住宅政策課
	○		・特定建築物耐震診断助成事業の創設 現行の耐震基準(いわゆる「新耐震基準」)の施行(昭和56年6月1日)より前に着工された災害時に防災拠点となる病院や避難所、及び倒壊した場合、緊急輸送道路等を閉塞するおそれがある特定建築物の耐震化を促進するために、耐震診断に要する費用の一部について、補助を行う。 特定建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める、多数の者が利用し、かつ一定規模以上である建築物)			○	【 新設】	都市計画局 建築指導課

(2) 適切な商品選択が行える環境の確保

ア 商品・サービスに関する情報の適正化の推進

○		1 広告・表示等に関するガイドライン策定の検討 子ども、高齢者、障害者等にもわかりやすく、それぞれの特性に配慮した広告・表示等に関するガイドラインを策定し、事業者の適切な活動を促進させる。 5 月に本市の単位価格表示基準について、アンケート調査により消費生活モニターから意見を聴取し、単位価格表示基準のアンケート調査、包装基準の店頭調査等を通じて、事業者の取組を聴取するとともに、遵守状況の把握に努めた。 ガイドラインの扱う範囲を考えるうえで基準の扱う範囲がその基となることから、基準及びその運用の見直し等について検討を行った。				平成 17 年度消費生活モニター(41 人)を対象に実施した「子どもや高齢者、障害者に配慮した表示に関する調査」などを参考に、どのようなガイドラインが適当なのか検討を行う。 平成 19 年 3 月 19 日開催の消費生活審議会 表示・包装適正化部会において、社団法人日本包装技術協会から講師を招き、「ユニバーサルデザイン及びその考え方に基づいた包装・容器における取組について」と題する講演を開催し、ユニバーサルデザインの考え方と最近の取組について、認識の共有を図った。	文化市民局 市民総合相談課
---	--	--	--	--	--	--	------------------

イ 生活必需品の安定的かつ円滑な供給の確保に向けた取組の推進 (該当項目なし)

基本方針 2 消費者被害の救済 項目数6

(1) 消費生活相談・被害の救済

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進)	未 着 手		
	○		3 消費生活週末(土・日)電話相談の充実 現在の週末(土・日)相談に加え、祝日等にも相談に応えられるよう開設日の拡充を図る。			○	開設日数 延 103 日 受付件数 1,190 件 1日平均受付件数 11.6 件 開設日数 延 104 日 1日平均受付件数 11.2 件 受付件数 1,162 件	文化市民局 市民総合相談課
○			4 電子メール等による相談の実施 様々な障害のため、来所や電話による消費生活相談が困難な市民のために、新たに、電子メールによる相談を実施する。多様なアクセス方法により情報を提供することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。				20 年度の開始に向けて検討を行った。	文化市民局 市民総合相談課
	○		11 不招請勧誘への更なる対応の検討 条例改正により、「不招請執よう勧誘」については不適正な取引行為として規定したが、消費者被害の未然防止の観点から、さらに、消費者が拒絶の意思表示する機会を事業者に明示させること等を検討する。			○		文化市民局 市民総合相談課
○			12 多重債務者対策の実施 ・弁護士による多重債務特別相談の実施 相談者がより安心して気軽に相談でき、弁護士への受任を前提にじっくりと相談できる場を確保するために、弁護士による多重債務に関する無料相談を実施する。			○	【 新設】 (参考 予定) 平成 20 年 4 月から、第 1,3 水曜日の 17:30 ~ 20:30、第 2,4 水曜日の 9:00 ~ 12:00 に開設。	文化市民局 市民総合相談課

(2) 消費生活相談に関連する各種専門相談の充実

ア 各種相談事業の推進

○		6 「自殺予防・自死遺族のこころのケア相談専用電話」の設置 近年、全国の自殺者数が3万人を超えており、自殺の原因として多くの要因が挙げられているところであるが、多重債務等の経済的要因もその一つとして挙げられている。そのため、相談窓口として、自殺予防・自死遺族のための専用相談電話を新たに設置し、市民の皆様がより安心して相談できる体制を整備する。		○	【 新設】	保健福祉局 こころの健康 増進センター
---	--	---	--	---	-------	---------------------------

イ 関係機関・団体等との連携の強化

○		2 災害等緊急時における連携のあり方の検討 京都市防災計画に基づく臨時相談窓口の開設に関して、被災都市の前例等を参考に、警察等行政機関及び各種関係民間団体とその連携のあり方を協議し、万一の場合でも速やかに開設できる体制を整える。		○		文化市民局 市民総合相談課
---	--	---	--	---	--	------------------

基本方針 3 消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保 項目数7

(1) 消費者被害の未然防止・拡大防止

ア 消費者被害に関する情報提供の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
	○		1 緊急時における事業者名等の公表 今なお手口の巧妙化が進む架空請求被害の事例に関して、ホームページ以外の啓発情報誌にも事業者名の公表だけでなくその手口に関する記事を掲載し、被害の未然防止を図る。			○		文化市民局 市民総合相談課
○			7 「消費生活相談・情報メール便」の配信 消費者契約に関するトラブルなどの情報を携帯電話やパソコンを通じて迅速に伝達するため、電子メール配信システムを活用して、事前に配信登録された消費者に「消費生活相談・情報メール便」を配信するサービスを開始する。			○	【 新設】 (参考 予定) 4月14日(月)から登録受付開始。	文化市民局 市民総合相談課

イ 関係機関・団体等との連携の強化 (該当項目なし)

ウ 地域等におけるネットワークの活用

	○		1 地域の安心安全ネットワーク形成事業の推進 小学校区又は元学区単位で、地域住民(各種団体)と区役所・支所、学校、警察署、消防署などの関係機関が連携し、防犯、防災、子どもの安全、地域福祉など幅広い地域の安心・安全の確保に取り組み、地域の総合的な安心安全ネットを構築する。				112 学区で着手。 (累計 4 学区 27 学区 72 学区 112 学区)	文化市民局 地域づくり推進課
○			5 認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業の実施 認知症に関する基礎的知識と具体的な対応方法等の普及及び啓発を推進し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指す。 平成21年度末までに認知症あんしんサポーター1万人を養成する。				認知症あんしんサポーター 274 人養成 732 人養成 累計 1,006 人(3月末現在) 認知症あんしんサポーター 3,854 人養成 5,418 人養成 累計 9,272 人(3月末現在)	保健福祉局 長寿福祉課

(2) 事業者の不適正な取引行為の防止

○	3 不適正な取引行為についての事業者,事業者団体に対する周知徹底 事業者が不適正な取引行為を行った場合,その事実をその業界の事業者団体に通知し,傘下の事業者に周知することにより,他の事業者による同様の行為の発生を防ぐ。	○		文化市民局 市民総合相 談課
○	4 事業者団体との連携による事業者の自主行動基準の策定促進 事業者団体との連携により,不適正な取引行為の防止等,各事業者が自らの商行為について社会的信頼を得るための自主行動基準の策定を促進する。	○		文化市民局 市民総合相 談課
○	5 事業者団体と連携した悪質事業者対策の推進 不適正な取引行為について,その原因や対策等を関係団体と協議し,業界内の自浄作用の促進を図る。	○		文化市民局 市民総合相 談課

基本方針 4 消費者の自立支援 項目数11

(1) 様々な機会を通じた情報提供の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
	○		1 消費生活に関する様々な情報誌,パンフレット類の発行 生活情報誌やパンフレットを発行し,消費生活に関する様々な情報を市民に提供しているが,対象者の特性に配慮した内容にするなど充実を図る。 発行実績 (一般向け) ・「マイシティライフ」年4回(各回 40,000 部発行) ・「京・くらしの安心安全情報」(毎月 500 部発行) ・リーフレット「お気をつけておくれやす悪質商法撃退!!」(54,000 部発行 10,000 部増刷 計 64,000 部) ・市民総合相談課案内チラシ 1,000 枚発行 ・くらしの達人入選作品集 800 部発行 ・「くらしのみはりたい」ステッカー 1,500 枚作成 ・悪質商法撃退!!ステッカー 500 枚作成 (高齢者向け) ・リーフレット「お気をつけておくれやす悪質商法撃退!!」(10,000 部発行 10,000 部増刷 計 20,000 部) (若者向け) ・中学生向け消費者教育冊子「あなたはだいじょうぶ?!(中学生編)」20,000 部増刷(平成 20 年度新入生用) (多重債務者向け) ・パンフレット「あきらめないで!多重債務は必ず解決できます!」10,000 部発行 ・多重債務相談ダイヤル案内ポスター 200 枚				発行実績 (一般向け) ・「マイシティライフ」年4回(各回 40,000 部発行) ・「京・くらしの安心安全情報」(平成 18 年 10 月から毎月 500 部発行) ・「市民生活センター電話番号シール(改訂版)」(40,000 枚作成) (事象別) ・リーフレット「賃貸アパート・マンション退去時のトラブル(改訂版)」(5,000 部増刷) ・パンフレット「多重債務でお困りのあなたへ」(4,000 部増刷) (高齢者向け) ・リーフレット「悪質商法!高齢者がねらわれる!!」(10,000 部発行 10,000 部増刷 計 20,000 部) ・パンフレット「悪質商法撃退ハンドブック」(9,000 部増刷) (若者向け) ・パンフレット「十代・二十代のあなたへ」(4,000 部増刷) ・パンフレット「契約ナビ」(5,000 部増刷) ・中学生向け消費者教育冊子「あなたはだいじょうぶ?!(中学生編)」(47,000 部発行,配布は平成 19 年度)	文化市民局 市民総合相談課

○		5 消費生活に関する啓発冊子類の設置協力施設の拡大 消費生活に関する啓発冊子類が、より多くの消費者に渡るよう 設置場所の拡大を図る。				・高齢者向けで作成したリーフレット「お気をつけてお くれやす 悪質商法撃退！！」を一般向けとしても 作成し、京都市内全地域の町内会で回覧していた だけよう市政協力委員に配布(平成 20 年 2 月) ・マイシティライフ№.196を地下鉄駅構内パンフレット 棚に設置(平成 20 年 3 月)	文化市民局 市民総合相 談課
○		10 住宅用火災警報器の設置指導の実施 消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の 設置が義務付けられたことから、自主防災組織を通じた地域ぐ るみの設置指導を実施する。				自主防災組織を通じた地域ぐるみの設置指導回数 409 回 1,299 回	消防局 予防部

(2) 消費者教育・啓発の充実

ア 様々な学習機会の拡充

○		2 電子メール等、情報通信技術を活用した講座の開設 電子メール等を活用し、講座に参加することが困難な人も受 けられる講座を企画する。			○		文化市民局 市民総合相 談課
○		10 京都府との共催事業の検討 消費者の学習機会の拡充を図るため、京都府との共催による 事業の実施を検討する。				実施に向けて検討(府市協議 1 回実施) (参考)平成 19 年 3 月に近畿経済産業局及び京都 府と合同で学生向けのマルチ被害に関するセミナー を開催し、消費生活専門相談員による出張相談コー ナーを開設した。 (参考)京滋地区大学学生課職員の協議組織の会合 において、学生の消費生活上のトラブル防止に向け て、京都府と共に説明会を実施した。	文化市民局 市民総合相 談課

イ 学校における消費者教育の推進

○		5 教職員及び PTA への情報提供の推進 啓発冊子類の学校への配布、総合教育センターでの教員研 修に出前講座を行い、PTA 研修についても、機会に応じて、出 前講座を行う。			○		文化市民局 市民総合相 談課
---	--	--	--	--	---	--	----------------------

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
	○		9 小学校・中学校・総合支援学校における食育の推進 ・ 日本料理に学ぶ食育カリキュラムの策定・実施 日本料理を通じて食に対する興味関心を高め、五感を働かせて食することの大切さを子どもたちに習得させるよう、さらには伝統文化の継承・発展を目指すため、日本料理アカデミーとの連携し、「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」を策定・実施する。 注)総合支援学校:平成19年4月に総合養護学校から名称変更				日本料理に学ぶ食育カリキュラムモデル実施校 5 校 8 校 18 校 平成20年3月「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」を策定、同指導資料集を発行（ 実施予定）	教育委員会 学校指導課

ウ 自主的な学習活動の支援

○			3 市民生活センターにおける消費者団体、事業者団体の情報提供コーナーの設置 市民生活センター内に消費者団体、事業者団体の情報提供コーナーを設置し、活動の紹介や知識の普及等に関する冊子類の閲覧・配布等を行う。				市民生活センターの啓発冊子類の配架方法や相談窓口等、センターのレイアウト変更を含め、情報コーナーの設置に向け検討。 ・ カウンター等のレイアウト変更を実施(6月) ・ 変更後の書架配置をベースに、市民総合相談課、関係機関・団体等の冊子、パンフレット類を、イベントや相談事業、市民生活関連等に分類して、市民に分かりやすく配置 ・ 事業者団体(社団法人消費者関連専門家会議(ACAP))による消費者啓発資料常設展示コーナーの開設準備(開設予定)	文化市民局 市民総合相談課
---	--	--	---	--	--	--	--	------------------

○	6 消費者力パワーアップのための講座の開設 学習機会を提供し、自主的な学習へのきっかけづくりを行うための講座の次のステップとして、悪質商法に対する対処法と正しく判断し契約する力をより積極的に身につけるための講座を開設する。 (参考 予定) 6月24日から、京都生活協同組合、NPO法人コンシューマーズ京都との共催で、悪質商法に対する対処法と正しく判断して契約できる力を身につけるため、「消費者力パワーアップセミナー」を開催する。 なお、この講座は、(財)日本消費者協会が実施している「消費者力検定(消費生活能力検定試験)」*の受験テキストを用い、その受験も目標の一つとできる講座としている。 * 消費者力検定は、同協会が、「消費生活について正しい知識を持ち、生活上手になるために必要な能力」を「消費者力」として、国民全体の消費者力アップを目指して平成16年から実施している。同検定の受験者数は、1回目3,500名弱、2回目以降は毎回5,000名を超えており、第5回の検定日は、平成20年11月9日(日)に予定されている。		○	【新設】	文化市民局 市民総合相談課
---	--	--	---	------	------------------

エ 地域社会等におけるリーダーの育成

○	5 「子どもを取り巻く緊急課題」語り部養成講座の開設 子どもの命にかかわる「薬物」「エイズ」「虐待」「携帯電話・インターネット」等をはじめとした緊急課題の解決に向け、各地域・学校等で活躍できる人材を養成するための講座を開催し、講座修了者は、「語り部」として、家庭教育学級や人づくり21世紀委員会の行政区別研修会等で活動する。 特に、平成20年度は、「携帯電話・インターネット」の課題解決に向け、NPO青少年メディア研究協会と連携しながら、現状等を分かりやすく解説し、課題解決に向けた実践行動を提示する「語り部」を養成する。		○	【新設】	教育委員会 生涯学習部
---	--	--	---	------	----------------

(3) 消費者の意見の反映

○	5 各種モニターによる消費生活に関する調査の推進 消費生活に関する様々な分野において、必要に応じて、各種モニターによる消費者の意見調査を積極的に行っていく。		○		文化市民局 ほか
---	--	--	---	--	-------------

基本方針 5 豊かにくらすことができる環境の整備・創造 項目数7

(1) 食の安全の確保に向けた取組の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
	○		5 小学校・中学校・総合支援学校における食育の推進 (再掲)				参照 4 - (2) - イ - 9	

(2) 環境に配慮した活動の推進 (該当項目なし)

(3) 高度情報通信社会への対応

○			2 電子メール等, 情報通信技術を活用した講座の開設 (再掲)			○	参照 4 - (2) - ア - 2	
	○		5 消費生活に関する啓発冊子類の設置協力施設の拡大 (再掲)				参照 4 - (1) - 5	
	○		6 情報弱者への情報提供の検討 情報の格差を縮小するために, 情報弱者への情報提供手段を検討する。			○		文化市民局 市民総合相談課
○			9 「消費生活相談・情報メール便」の配信 (再掲)			○	【 新設】 参照 3 - (1) - ア - 7	
○			10 「子どもを取り巻く緊急課題」語り部養成講座の開設 (再掲)			○	【 新設】 参照 4 - (2) - エ - 5	

(4) 京都固有の生活文化に根ざした活動の推進

	○		2 小学校・中学校・総合支援学校における食育の推進 (再掲)				参照 4 - (2) - イ - 9	
--	---	--	--------------------------------	--	--	--	--------------------	--